

## 5. 加入のための保険料及び諸経費を確認しましょう

○入会金○ 初年度のみ入会金 10,000 円となります。

○事務委託費○

事務委託費は当センターの事務手数料です。年 21,600 円

毎年4月から翌年3月までを区切りとしています。

※初年度、加入月数が12ヶ月未満の場合でも21,600円となります。(月割不可)

○労災保険料(年間保険料)○

- ・保険料はお選びいただいた給付基礎日額により決まります。
- ・日額の選択は自由です。(各補償額の基礎となります 必要に応じた選択をお勧めします)

4月から労災のみで新規加入する場合(加入月により月割があります一別紙保険料表参照)

給付基礎日額	労災保険料	初年度入会金 (初年度のみ)	事務費	合計
3,500	24,263	10,000	21,600	55,863
4,000	27,740	10,000	21,600	59,340
5,000	34,675	10,000	21,600	66,275
6,000	41,610	10,000	21,600	73,210
7,000	48,545	10,000	21,600	80,145
8,000	55,480	10,000	21,600	87,080
9,000	62,415	10,000	21,600	94,015
10,000	69,350	10,000	21,600	100,950
12,000	83,220	10,000	21,600	114,820
14,000	97,090	10,000	21,600	128,690
16,000	110,960	10,000	21,600	142,560
18,000	124,830	10,000	21,600	156,430
20,000	138,700	10,000	21,600	170,300
22,000	152,570	10,000	21,600	184,170
24,000	166,440	10,000	21,600	198,040
25,000	173,375	10,000	21,600	204,975

(保険料表：平成28年4月改正)

※あんしん保険は毎年8月から翌年7月までを区切りとしています。

加入月により月割があり、初回のみ翌年度7月分までの掛金がかかります。

あんしん保険の保険料は中途脱退の返金はありません

(別紙保険料表参照)

## 6. もしも、労災事故が起きてしまったら・・・

まずは、病院で治療をうけ、長野労務センターへご連絡ください。

労災請求の手續の説明をいたします。請求手續はご自分で行うか、当センター顧問の社会保険労務士による請求代行サービス(有料)をご利用いただくことも出来ます。

請求内容により料金がことなります。ご希望の方はお申し付けください。

事故が起きても補償されない!! 労災保険制度のスキ間に落ちていませんか?  
建設業一人親方の皆さま

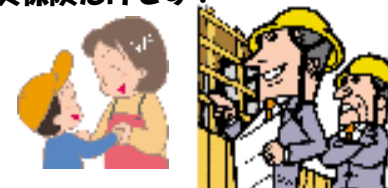
H28年4月版

# 労災保険特別加入制度加入のしおり

ご存知ですか、治療費が全額補償されるのは労災保険だけです!

「愛する家族や大切な元請・下請協力会社の仲間につらい思いをさせない為、もしもの時に確かな備えをしたい。」

私たちは、そんなあなたを応援します!



当センターにおける一人親方特別加入のメリット

- 他社の現場でも労災補償を受けることが出来ます
- 手続きは簡単! 加入後の加入員としてのわずらわしさは一切ありません
- 労災補償に特化した分かりやすいシステムで無駄がありません
- 治療費は全額補償、日額補償も予算に応じて選ぶことが出来ます
- 更なる安心! 上乗せあんしん保険制度も加入することが出来ます
- 加入員証が発行されるため加入状況の確認もスムーズ
- 制度の不明点についても親切対応
- 中小事業主の特別加入と違い所定外労働の単独災害についても補償

●建設業一人親方労災加入は・・・●



長野労務センター

〒396-0014 長野県伊那市狐島4075-1 電話(0265)98-5167 FAX78-8377

加入手續は簡単です。お申し込みは今すぐ!!

裏面の申込書に必要事項をご記入頂き、お申し込みください。

保険料は現金一括支払い又は後日当センターよりお届けする納付書にてお振込みください。センターにて入金確認後、加入手續いたします。



★★裏面の申込書にご記入ください★★

## 1. 「建設業の一人親方労災特別加入制度」に加入しましょう

現場で働いていれば、誰でも労災保険が使えると思いがちですが、同じ現場で働いていても「労働者」とみなされなければ労災保険は使えません。個人で仕事を請ける建設業の一人親方の皆さまは労災保険の特別加入をすることで初めて労災保険を使うことが出来るのです。費用が掛かるから、手続が面倒くさいから等の理由で加入せずに、もしも被災した場合、あなた本人が経済的窮地に追い込まれるばかりでなく、残された家族や日ごろからお世話になっている元請事業主をも巻き込む大きなリスクを背負うこととなります。「1日も早く、現場から労災保険の対象とならない人をなくしたい。」これはすべての元請事業主の切なる願いです。長野労務センターは、あなた自身と大切な家族の皆さまが安心出来る労災保険環境を築いていただく為のサポートをさせていただきます。未加入の方はこの機会に特別加入制度に加入してください。

## 2. 加入できる「建設業の一人親方」とは

建設業の一人親方とは、①労働者を使用しないで、②建設業に従事している方をいいます。

### ①労働者を使用しないでとは・・・

従業員（パート・アルバイト・日雇い等）を使用せず、原則として一人で従事する方を言います。ただし、アルバイト等を使用する日数が1年間のうち延べ100日未満である場合は一人親方であるとみなされます。また、個人事業主に限らず、法人の代表者であっても一人で従事する方は一人親方となります。

### ②建設業とは・・・

特に職種の限定はなく、大工・左官・石工・塗装工・配管工・土木・電気工事業・建設機械オペレーター・建具工・鉄骨加工等が該当します。

## 3. 一人親方の労災の判断基準

保険給付の対象となる業務災害は下記の業務を行った場合に限られます。

□請負契約に直接必要な行為を行う場合

例) 契約前の現場下見・見積もり・工事の請負契約を締結する行為等

□請負工事現場の作業及びこれに直接付随する作業

例) 請負工事現場における作業等全般

□請負契約に基づく行為を自社の作業場で行う場合

例) 請負契約に基づく作業を自社の作業場（木工所等）で行う行為

□請負工事にかかわる機械・製品を運搬する場合

例) 請負工事に関わる機械・製品を自社（自宅）から現場まで運搬する行為

□突発事故（台風・火災等）による予定外の現場への緊急出勤を行う場合

例) 台風・火災その他のため工事現場へ現場保全のため緊急に赴く行為

※通勤災害判断基準・・・一般労働者の場合と同様に取り扱われます（通常経路）

## 4. もしものために、労災補償にプラスあんしん保険

例えば・・・

給付基礎日額 5,000 円の場合の

### ステップ① 労災保険（基本）の給付は・・・

- 治療費 → 全額補償
- 休業補償 → 1日 4,000 円
- 障害補償年金 → 年金額：655,000 円（障害等級第7級の場合）
- 葬祭費用 → 一時金：465,000 円
- 遺族補償年金 → 年金額：765,000 円（遺族が55歳未満の妻の場合）

### ステップ② あんしん保険で労災保険をバージョンアップすると・・・

- 休業補償 → 1日 1,000 円（残り20%で給付基礎日額全額補償）
- 障害保険金 → I型A 1,500,000 円
- 死亡保険金 → I型A 3,000,000 円



### 参考・労災保険の給付・あんしん保険（すべて一時金）支給額表

給付基礎日額	治療費 労災	休業（4日目から）		障害（7級の場合）		死亡（遺族妻1名の場合）	
		労災	あんしん保険	労災	あんしん保険	労災	あんしん保険
		休業補償 80% (1日分)	休業保険金 20% I型A	障害7級の 障害補償年金 (年131日分)	障害I型A 一時金 (300日分)	遺族補償 年金 (年153日分)	死亡I型A 一時金 (600日分)
3,500	2,800	700	458,500	1,050,000	535,500	2,100,000	
4,000	3,200	800	524,000	1,200,000	612,000	2,400,000	
5,000	4,000	1,000	655,000	1,500,000	765,000	3,000,000	
6,000	4,800	1,200	786,000	1,800,000	918,000	3,600,000	
7,000	5,600	1,400	917,000	2,100,000	1,071,000	4,200,000	
8,000	6,400	1,600	1,048,000	2,400,000	1,224,000	4,800,000	
9,000	7,200	1,800	1,179,000	2,700,000	1,377,000	5,400,000	
10,000	8,000	2,000	1,310,000	3,000,000	1,530,000	6,000,000	
12,000	9,600	2,400	1,572,000	3,600,000	1,836,000	7,200,000	
14,000	11,200	2,800	1,834,000	4,200,000	2,142,000	8,400,000	
16,000	12,800	3,200	2,096,000	4,800,000	2,448,000	9,600,000	
18,000	14,400	3,600	2,358,000	5,400,000	2,754,000	10,800,000	
20,000	16,000	4,000	2,620,000	6,000,000	3,060,000	12,000,000	
22,000	17,600	4,400	2,882,000	6,600,000	3,366,000	13,200,000	
24,000	19,200	4,800	3,144,000	7,200,000	3,672,000	14,400,000	
25,000	20,000	5,000	3,275,000	7,500,000	3,825,000	15,000,000	

●その他、死亡弔慰金あり

給付表：平成25年9月現在

**みほん** 記入例を参考にご記入ください

①**特定業務従事歴の有無**  
4種類の業務を行ったことがある方は、従事した期間、及び必要事項を正確にご記入ください。申告内容に誤りがある場合、さかのぼり資格が取り消される場合があります。

②**希望する給付基礎日額**  
1日3,500円～25,000円の範囲で、ご自由にお選びいただけます。  
労災・あんしん保険の休業等の給付の基礎額及び保険料の計算基礎となりますのでご予算に応じてお選びください。

③**あんしん保険**  
希望の有無  
上乗せあんしん保険加入希望の有無をお選び頂き、いずれかに○をご記入ください。

④ **加入希望月**  
原則 入金確認後3営業日以内に申し込み手続は完了いたします。特に期日指定がある場合は1ヶ月以上前にお申し込みください。

## 7. 加入申し込みの流れ

手続は、早くてもとっても簡単！！

保険料等現金払いの場合、申し込みから3営業日で保険手続が完了します。

1. まずは申込書類を提出してください。

入会申込書兼誓約書

免許証のコピー

当センターへ提出（FAX可）

2. 保険料・入会金・事務費等の入金。申し込みと同時でもOK

保険料等を現金支払い又は指定口座へ振込み


●当センターにて入金確認後、当センター**3営業日**で  
労働局への届出手続完了  
（保険効力は当センターから労働局へ届出受理日の  
翌日から当年度3月31日まで）

加入証明書

後日、お知らせ書類と一緒にお届けします

注意 ただし、職歴により加入時に健康診断が必要な場合もあります。

●申し込み、お問い合わせは・・・●

 **長野労務センター** 〒396-0014 長野県伊那市狐島 4075-1

電話 (0265)98-5167 FAX (0265)78-8377